裏　　面

産業標準化法（昭和24年法律第185号）

（抄）

第29条

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第54条　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、国内登録認証機関に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に国内登録認証機関の事務所に立ち入り、その業務に関し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

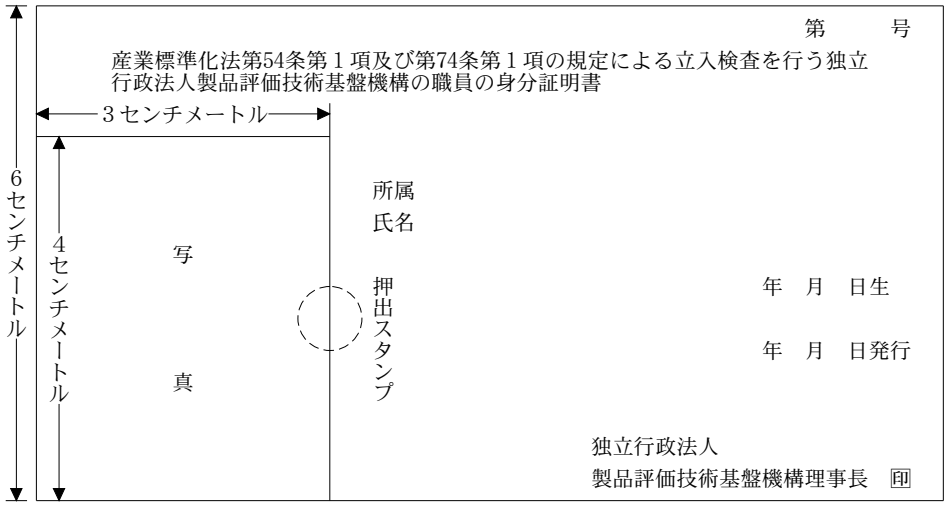
2　第29条第２項及び第３項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第80条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

二　第29条第１項、第35条第１項から第４項まで、第54条第１項若しくは第64条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

様式第14（第35条第２項関係）

表　　面



裏　　面

産業標準化法（昭和24年法律第185号）

（抄）

第29条

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第54条　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、国内登録認証機関に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に国内登録認証機関の事務所に立ち入り、その業務に関し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　第29条第２項及び第３項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第74条　主務大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第35条第１項から第３項までの規定による立入検査又は第54条第１項の規定による立入検査（第33条第１項又は第37条第６項の認証を行う登録認証機関に関するものを除く。）を行わせることができる。

5　第１項の規定により立入検査をする機構の職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第80条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

二　第29条第１項、第35条第１項から第４項まで、第54条第１項若しくは第64条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附　則

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。ただし、第二十三条及び第二十四条の規定は、令和二年四月一日から施行する。

○厚生労働省・経済産業省・環境省令第一号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令及び有害性情報の報告に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年七月一日

厚生労働大臣　根本　匠
経済産業大臣　世耕　弘成
環境大臣　原田　義昭

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令及び有害性情報の報告に関する省令の一部を改正する省令

（新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令の一部改正）

第一条　新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令（昭和四十九年通商産業省・厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「日本工業規格」を「産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）」に改める。